

石橋議員（自民議連）

令和元年6月27日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）祝日の意義を教えること及び祝意を表すための国旗掲揚について

子供達に祝日の意義を教えること及び祝意を表すための国旗掲揚について、どのように子供達に教えることが適当と考えるか、教育長に伺う。

（答）

「国民の祝日」は、「国民の祝日に関する法律」によって、「国民こぞって祝い、感謝し、または記念する日」と定められており、子供たちが、各々（おのおの）の国民の祝日に関心を持ち、その意義を考えることは大切なことであると認識しております。

学習指導要領には、例えば、小学校第6学年の社会科において、「政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には、各々（おのおの）の国民の祝日に関心を持ち、その意義を考えさせるよう配慮すること。」とあり、国民生活との関わりが大きい具体的事柄（ことがら）として、国民の祝日が扱われております。

また、今般の御即位（ごそくい）当日に祝意（しゅくい）を表（あらわ）すことについては、文部科学省からの通知に基づき、県立学校及び各市町教育委員会に通知し、国旗を掲揚するなどの趣旨に沿った取扱いについて指導したところでございます。

今後も引き続き、国民の祝日に関する法律に定められている趣旨や由来を取り上げながら、各々（おのおの）の祝日について関心を持ち、その祝日が設けられている意義について考えることができるよう指導してまいります。